

令和5年度 愛媛県商工会連合会職員採用候補者試験案内

令和5年11月
愛媛県商工会連合会〒790-0065 松山市宮西一丁目5番19号
電話 (089) 924-1103 URL : <https://ehime-sci.jp/>

1. 採用予定人員及び職務内容

| 採用予定人員 | 職務の内容 |
|--------|---|
| 5名 | 経営支援員として、愛媛県商工会連合会又は県内23商工会に勤務し、小規模事業者に対する「経営改善普及事業」及び地域経済の活性化に資する「地域総合振興事業」に従事します。 |

2. 受験資格

■次の全ての要件に該当するもの

ア. 原則、令和6年4月1日時点で35歳未満のもの

イ. 高等学校を卒業したもの、短期大学又は大学を卒業(卒業見込み者を含む)したもの、本会がこれらと同等の能力を有すると認めたもの。

ウ. 普通自動車運転免許(AT限定を含む)を有するもの ※採用までに取得見込みを含む

3. 試験の日時、試験会場及び合格発表

| 区分 | 日時 | 試験会場 | 合格発表 |
|-------|---|--|--------------------------------|
| 第1次試験 | 令和6年1月14日 (日曜日) 13:00~16:00 教養試験・職場適応性検査 | 愛媛県商工会連合会 2階「中研修室」 (松山市宮西1丁目5番19号) | 1月19日(金)予定 第1次試験当日にお知らせします。 |
| 第2次試験 | 1月29日(月) 予定 | | 1月31日(水)予定 |

4. 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

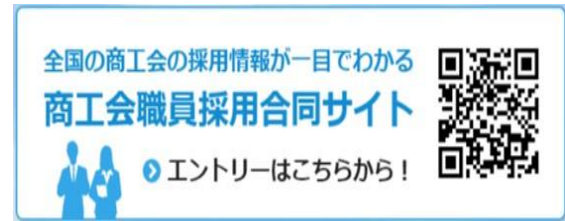
| 区分 | 試験・検査種目 | 配点 | 出題分野・出題数・回答時間 |
|-------|---------|-----|---|
| 第1次試験 | 教養試験 | 40点 | 時事、社会、人文、自然に関する一般常識を問う問題(20題) 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題(20題) [択一式40題、2時間] |
| | 職場適応性検査 | — | 職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみます。[150題、20分] |
| 第2次試験 | 口述試験 | 60点 | 人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団面接を行います。 |

(2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。

(3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。

5. 受験申込み

(1) 受験を希望される方は、全国商工会連合会が運営する「商工会求人合同サイト」に掲載している本会の求人情報からエントリーしてください。その後、エントリー時に登録したメールアドレス宛に電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中にお問い合わせください。



(2) エントリー完了後、次の書類を受付期間中に郵送又は持参により提出してください。

【新卒者】… ①履歴書(様式は任意)、②卒業見込み書、③成績証明書
④取得資格の合格証(写)

【上記以外】… ①履歴書(様式は任意)、②職務経歴書(様式は任意)
③卒業証明書、④成績証明書、⑤取得資格の合格証(写)

受付期間 **令和5年11月8日(水) 8:30 ~ 12月28日(木) 17:15 まで**

(3) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉館日を除く。)受け付けます。

6. 受験票の交付

- (1) 全国商工会連合会が運営する「商工会求人合同サイト」からエントリーする際に入力した、メールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。1月10日(水)までに電子メールが届かない場合は、愛媛県商工会連合会総務課(089-924-1103)まで問い合わせして下さい。ドメイン指定受信を設定している場合、本会ドメイン「esci.or.jp」を「登録」して下さい。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、記載されている事項を確認し、メール画面を印刷して、第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7. 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県商工会連合会職員採用候補者として、採用候補者名簿に記載されます。採用候補者名簿は、原則として、**令和6年4月1日の採用**に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者が選考を行い、決定します。従って、採用候補者名簿に記載されたものが全て採用されるとは限りません。
- (3) 保有が必要な資格については、所定の時期までに取得しなかった場合は、採用されません。

8. 給与

初任給は、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準等の規定により、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、給与規程及び職員の諸手当を定める内規により、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

| 学 歴 | 給 料 月 額 | |
|-----|-----------|----------|
| 大 卒 | 給料表1級25号給 | 186,100円 |
| 短大卒 | 給料表1級21号給 | 176,200円 |
| 高 卒 | 給料表1級17号給 | 170,700円 |

※職歴・学歴等に応じて、一定の基準により加算される場合があります。